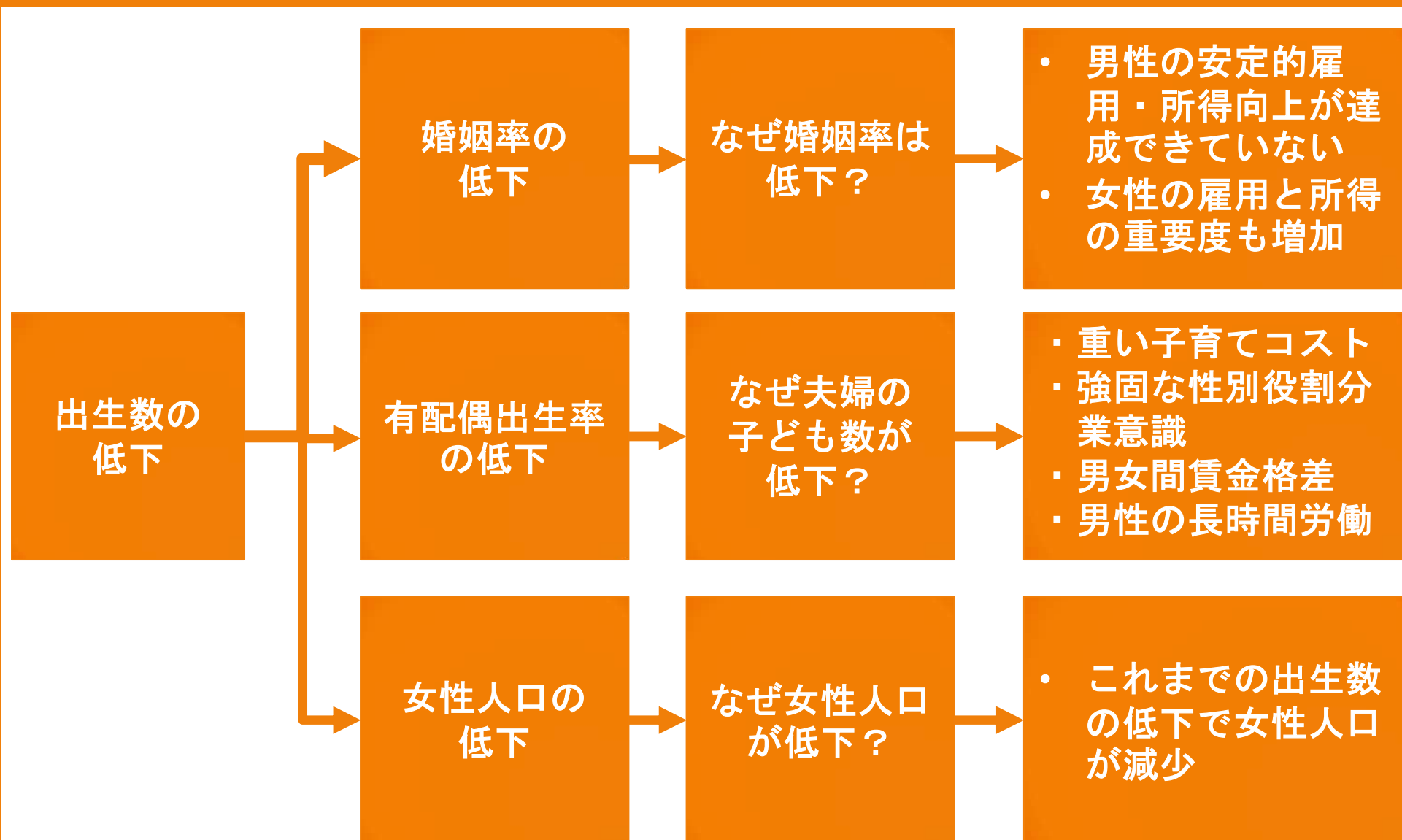


2. 少子化の原因

—少子化の3つの原因とその背景—



3. 少子化の対策

—少子化対策には粘り強い長期的な対策が重要—

- 少子化は複合的な問題が原因となっており、その解消は一筋縄ではない
- 少子化対策として、少なくとも①安定的な雇用・賃金の上昇を促す経済雇用政策、②性別役割分業意識の解消策、③男女間賃金格差や長時間労働を是正する労働市場改革が求められており、これらを長期的に粘り強く実施することが重要
- これらの政策と同時に、少子化によって今後発生する社会保障費の膨張や労働力不足への対応策を検討することも求められる

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の施策体系【現計画(R2～R6)】

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
Ⅰ 家庭・地域における子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実
		(2) 情報提供・専門的な相談の実施
		(3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成
		(2) 子育て支援活動の促進
		(3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり
		(2) 子どもの交通安全対策の推進
		(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
		(4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援
		(2) 不妊治療等への理解促進・支援の充実
		(3) 周産期医療等の充実
		(4) 子どもの健やかな成長のための支援
		(5) 障害や疾病のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援
Ⅱ 仕事と子育ての両立支援	1 働き方改革の推進	(1) 働き方の見直し
		(2) 企業等における女性活躍の推進
	2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援
		(2) 両立支援制度などの定着促進
		(3) 両立支援に取り組む企業への支援
	3 男性の家事・育児参画の促進	(1) 男性の家事・育児参画の推進
	4 就業支援	(1) ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進
		(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進
Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援	1 子どもの権利の保障と最善の利益の尊重	(1) 子どもの権利に関する広報・啓発
		(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
		(3) 子どもの社会的養育の推進
		(4) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応
		(5) 子どもの貧困対策
	2 子どもの健全な育成	(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進
		(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進
		(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進
		(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実
		(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携
		(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実
		(3) 配慮を要する子どもへの教育の推進(障害者・外国人)
		(4) 豊かな心を育む教育の推進
		(5) 児童生徒と心の体の健康づくり
Ⅳ 次世代を担う若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供
		(2) 人生100年時代を見据えた若者のライフプラン教育の推進
	3 若者の就業支援	(1) 若者への就業支援の充実
	4 U I J ターン・移住・定住の促進	(1) 若者や女性の定着促進
		(2) 移住・定住の促進
Ⅴ 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
Ⅵ 子育て支援の気運の醸成	1 子育て等に温かい社会づくり	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する気運の醸成
		(2) 子育て支援に関する情報提供の充実

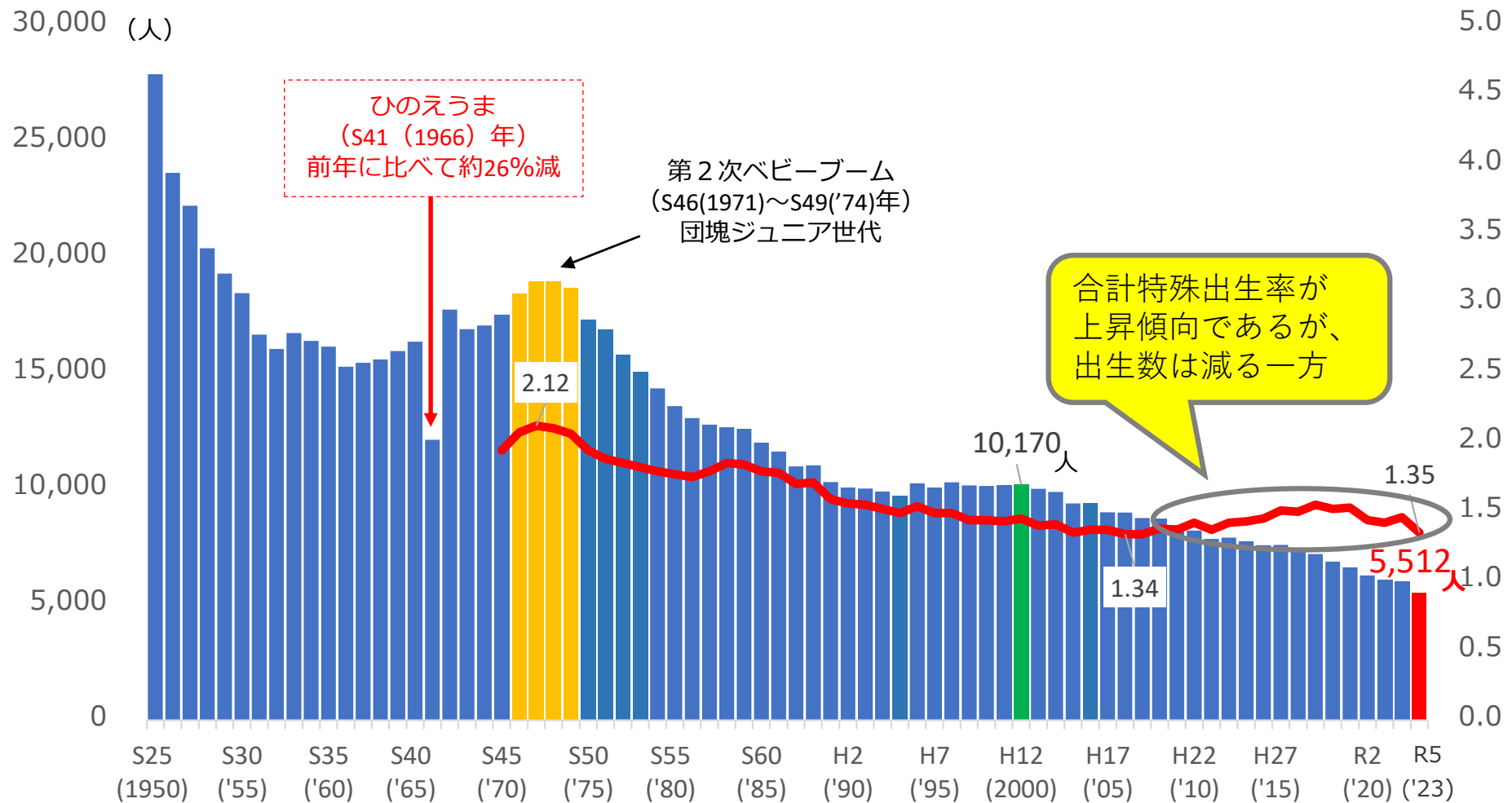
子育て支援・少子化対策に関する基本計画の施策体系（案）【新計画(R7～R11)】

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
I 雇用環境の整備	1 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり	(1) 企業等における ジェンダーギャップの解消 (2) 若者や女性の 転入・定着促進
	2 若者の雇用の安定	(1) 若者の就業支援・雇用の安定化
II 共働き・共育での推進	1 働き方改革の推進	(1) 長時間労働の是正など 働き方の見直し (2) 柔軟な働き方の推進
	2 男性の家事・育児参画の促進	(1) 男性の家事・育児参画の推進
	3 共働き・共育を支える環境整備	(1) 共働き・共育を支える環境整備の推進
III 次世代を担う若者への支援	1 ライフプラン教育の推進	(1) 学校におけるライフプラン教育の推進 (2) 企業における若手従業員のライフプランを考える機会の提供
	2 出会い・結婚を希望する若者への支援	(1) 出会い・結婚を希望する独身男女の応援
IV こども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成	1 こどもまんなか社会の推進	(1) こども・若者・子育て当事者がウエルビーイングを高める社会づくり (2) 市町村、企業、関係団体等との連携
V 経済的負担の軽減	1 子育て当事者への支援	(1) 子育てにかかる経費の助成 (2) 修学にかかる経費の助成 (3) ひとり親家庭への支援
VI 家庭・地域における子育て支援	1 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの支援 (2) 幼児教育・多様な保育ニーズへの対応
	2 地域 社会で支え合う 子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成 (2) 子育て支援活動の促進 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり (2) こどもの交通安全対策の推進 (3) こどもを犯罪から守るための活動の推進 (4) 良質な住環境の確保
VII こどもの健やかな成長の支援	1 こども・若者が権利の主体であることの理解促進	(1) こどもの権利に関する広報・啓発 (2) こどもの意見の聴取と施策への反映
	2 学童期・思春期におけるこどもの健全な育成支援	(1) こどもの多様な体験・交流活動の促進 (2) こどもの居場所づくりの推進 (3) 食育とこどもの基本的な生活習慣づくりの推進 (4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実 (5) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応
	3 様々な困難を抱えるこどもへの支援	(1) 児童虐待防止対策の推進 (2) 社会的養護を必要とするこどもへの支援 (3) こどもの貧困対策 (4) 障害や疾病のあるこども（医療的ケア児を含む）への支援 (5) ヤングケアラーへの支援
	4 生命を尊び家族を形成する心を育む環境 づくり	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	5 こどもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携 (2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実 (3) 配慮を要するこどもへの教育の推進（障害者・外国人） (4) 豊かな心を育む教育の推進 (5) 児童生徒と心の体の健康づくり

少子化を考えるポイント1

○本県の出生数は年々減少しており、令和5年には5,512人と過去最少となっている。

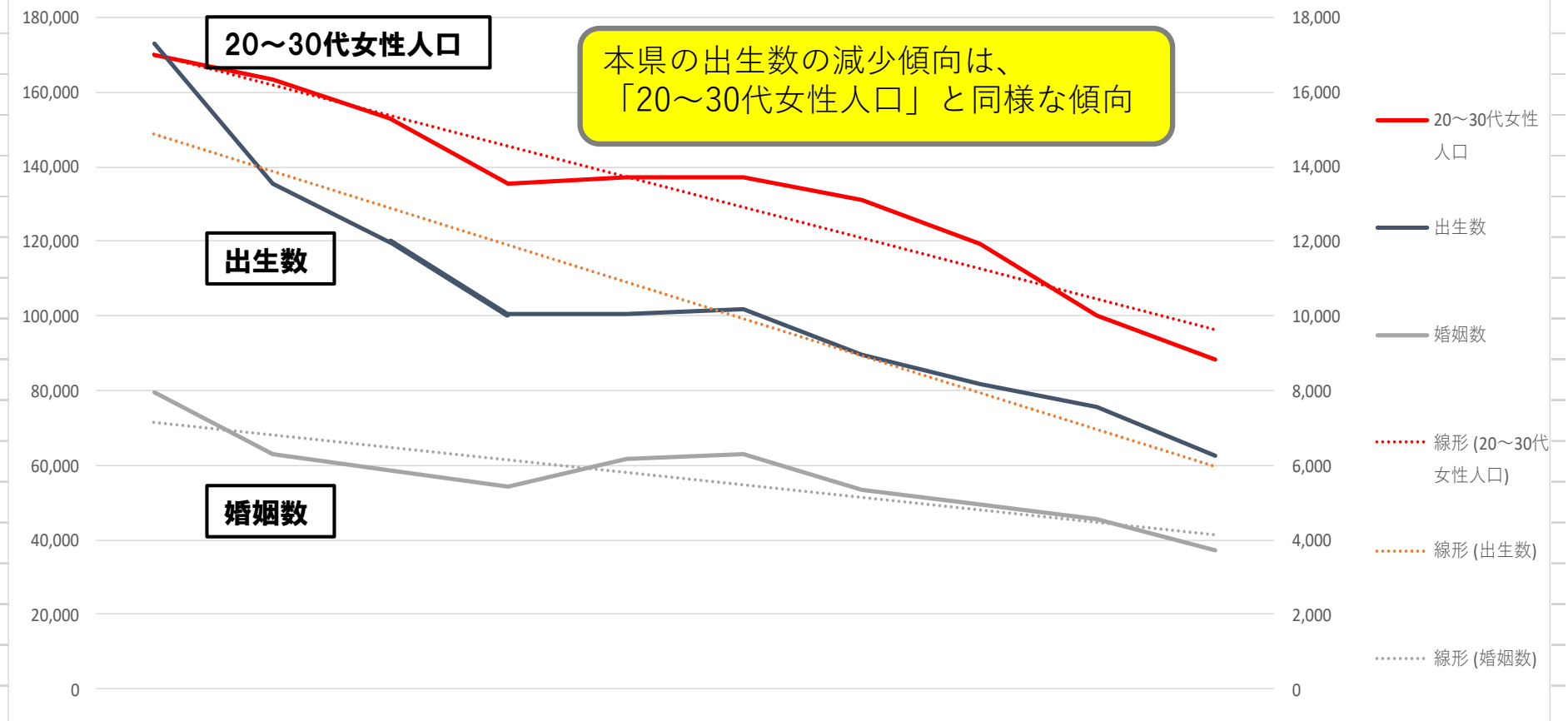
出生数・合計特殊出生率の推移(富山県)



資料：人口動態統計(厚生労働省)

少子化を考えるポイント2

20～30代女性人口と出生数・婚姻数（富山県）



	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
20～30代女性人口	169,879	163,242	152,860	135,265	137,054	137,050	131,086	119,422	100,196	88,293
出生数	17,305	13,555	11,986	10,050	10,049	10,170	8,973	8,188	7,567	6,256
婚姻数	7,970	6,292	5,861	5,409	6,167	6,307	5,355	4,928	4,539	3,720

出典：人口は国勢調査、出生数・婚姻数は人口動態統計

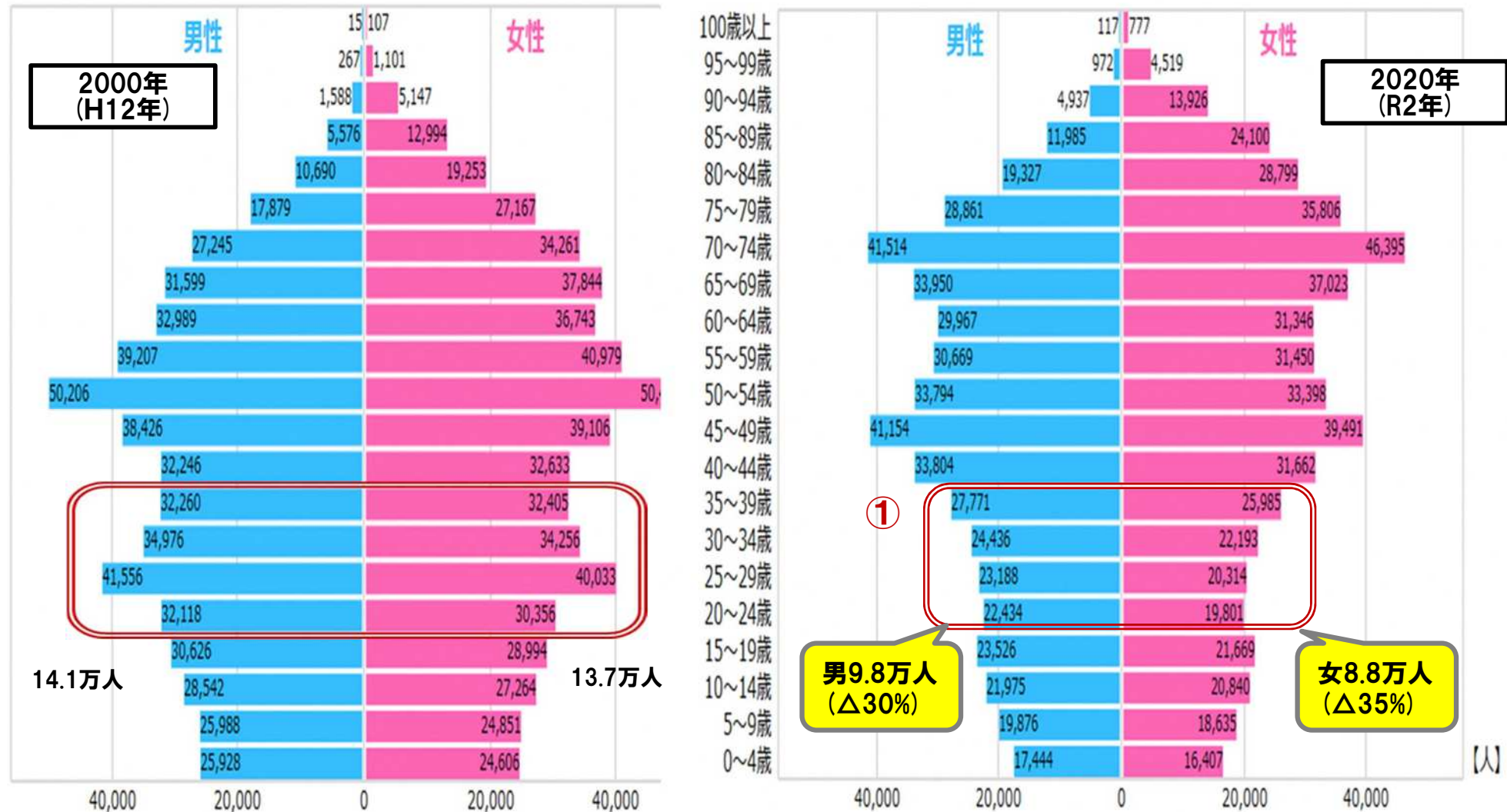
少子化を考えるポイント3（本県の年齢別人口構成の変化1）

近年の出生数ピーク年・2000年から20年、出生を取り巻く環境は大きく変化

合計特殊出生率1.45⇒1.44 ○出生数10,170⇒6,256人(61%) ○婚姻件数6,307件⇒3,720件(59%)

①本県の出生数と大きく関わる20～39歳人口は△33%（男性△30%の9.8万人、女性△35%の8.8万人）

女性が9千人余り少ない

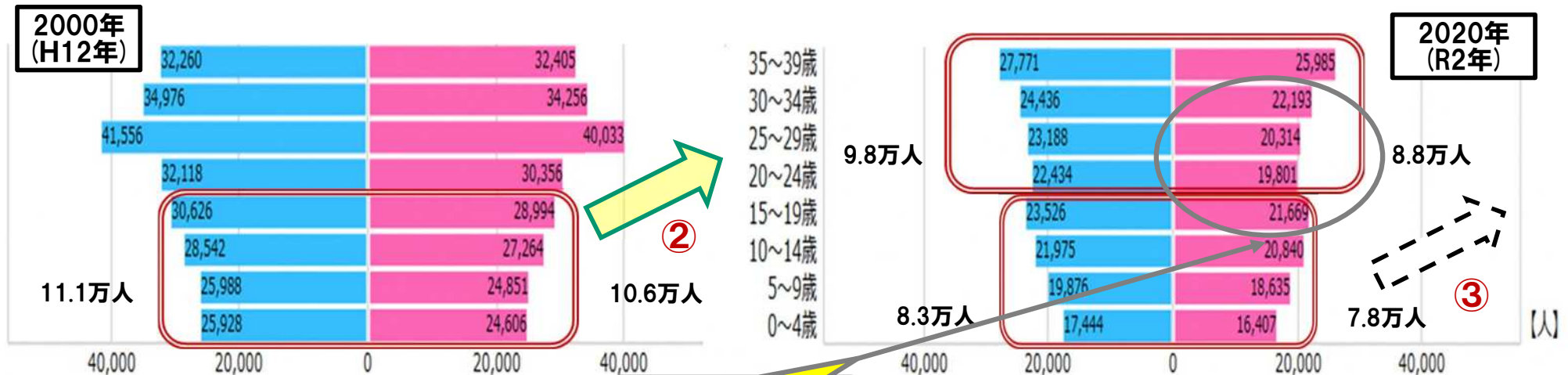


少子化を考えるポイント3（本県の年齢別人口構成の変化2）

②20～30代の年齢別人口の多くは20年前の「0～19歳人口」の持ち上がり。

※「変動率」は男女別・年齢別でばらつきがあるが、概ね80～90%。

③現在の年齢別人口は、未来の年齢別人口の基礎になる。



この層が厚い
今こそ
ラストチャンス

年代別人口	男	女	計
15～19歳	30,626	28,994	59,620
10～14歳	28,542	27,264	55,806
5～9歳	25,988	24,851	50,839
0～4歳	25,928	24,606	50,534
0～19歳	111,084	105,715	216,799

※社会増減等がなかったと仮定して、
年代別・男女別人口を割り返したもの

	男	女	計
35～39歳	27,771	25,985	53,756
30～34歳	24,436	22,193	46,629
25～29歳	23,188	20,314	43,502
20～24歳	22,434	19,801	42,235
20～39歳	97,829	88,293	186,122

2000年→2020年の「変動率」※

	男	女	計
35～39歳	90.7%	89.6%	90.2%
30～34歳	85.6%	81.4%	83.6%
25～29歳	89.2%	81.7%	85.6%
20～24歳	86.5%	80.5%	83.6%
20～39歳	88.1%	83.5%	85.9%

少子化対策として、長期的に粘り強く実施しなければならないこと

- 1 安定的な雇用・賃金の上昇を促す
経済雇用政策
- 2 性別役割分業意識の解消策
- 3 男女間賃金格差や長時間労働を是正する
労働市場改革
- 4 気運の醸成、経済的支援

経済雇用政策は多岐にわたる

商工労働部・農林水産部に限らず、各部局でも

検討の主な観点

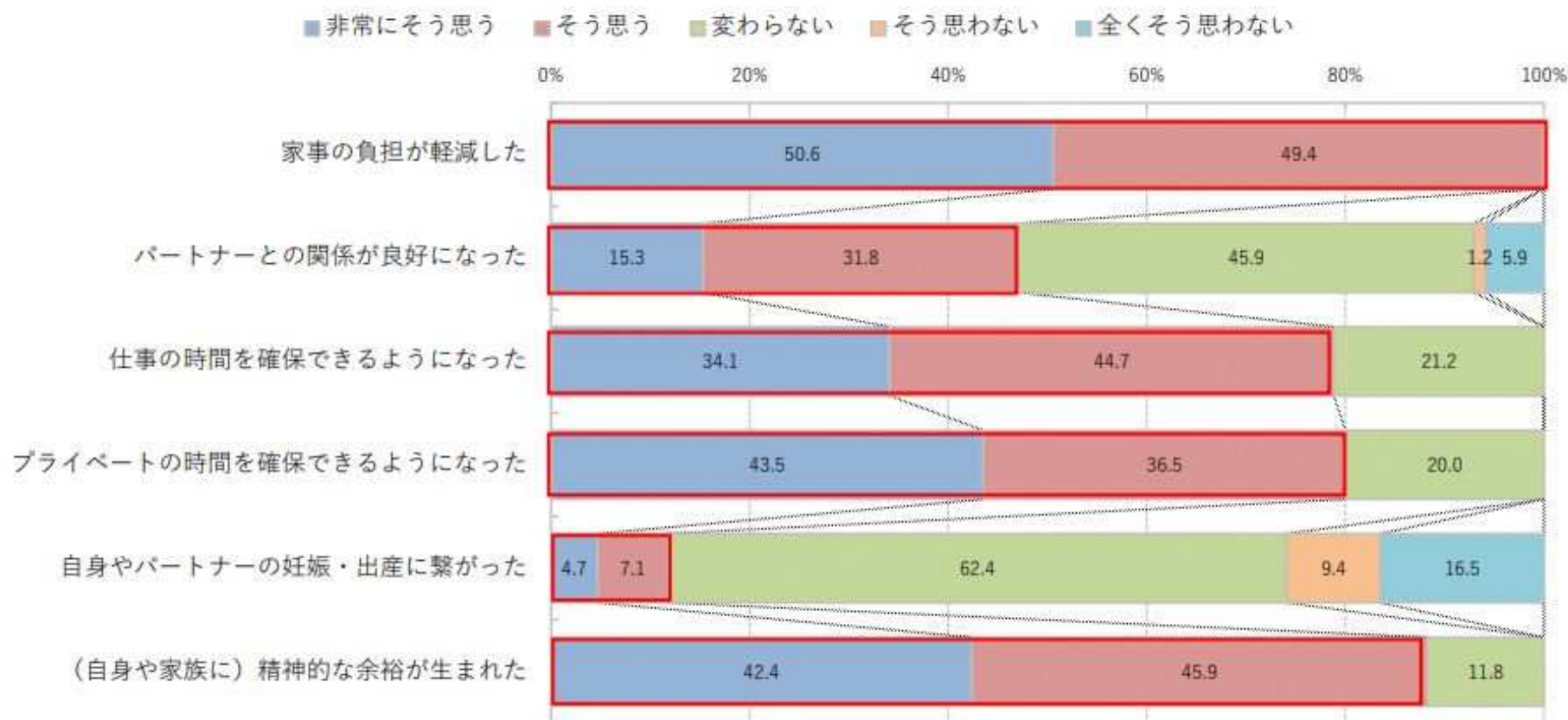
①新たな成長分野の創出・支援

②既存産業においても人手不足

家事支援サービスを活用した生活の質の向上

- 家事支援サービスの活用は、可処分時間の増加に伴い、個人の生活の質の向上に貢献。
- 具体的には、働き方の制約が解消されることで、キャリア形成に寄与するほか、「精神的な余裕」、「プライベートの時間の確保」、「パートナーとの良好な関係」といった個人のウェルビーイングの向上にも繋がる。

家事支援サービス利用後の家庭での変化

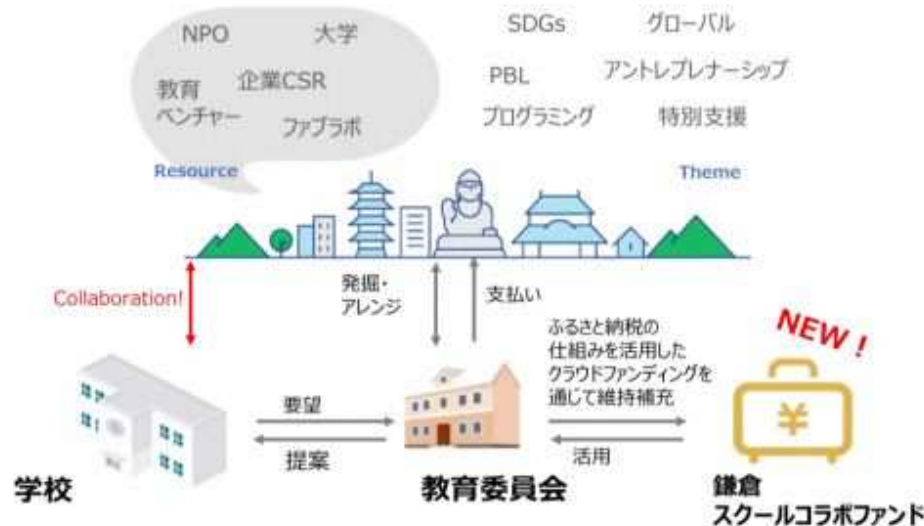


4(2)④-a. 結婚・子育て・教育

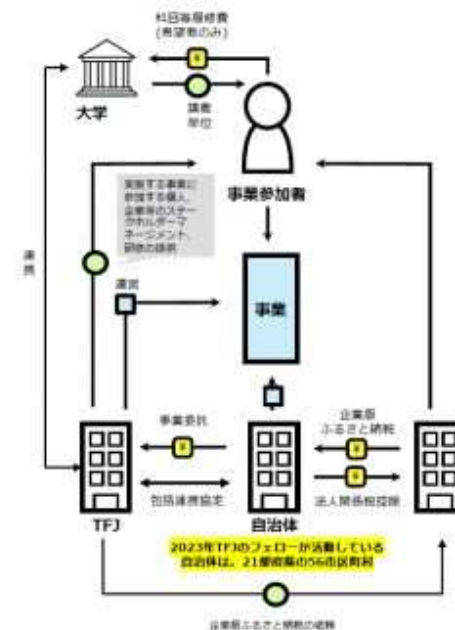
全国どこに住んでいても、社会からの教育投資を通じて良質な教育を受けられる環境を提供

- 課題解決型の多様な学びを実現するには、教育分野に人的・経済的な余力が必要。
- 一方、自治体財政には限界があることから、**公的支出や家計負担に加えた第3の道として、企業や個人と連携し、ふるさと納税・企業支援等も活かしながら、地域全体で次世代育成を支えることが重要ではないか。**
- このため、自治体が教育分野におけるクラウドファンディング・基金創設に取り組むほか、地域における教育支援・ファンドレイズを行い、寄附等の受け皿になる中間支援組織が必要ではないか。

事例) 鎌倉市におけるスクールコラボファンド



事例) 企業版ふるさと納税を活用した教育支援



- ・企業が企業版ふるさと納税を用いて自治体に寄付。
- ・寄付された資金を用いて、自治体は教育関係事業を実施することで、教育機会提供に寄与。
- ・上記に加え、人材派遣型の企業版ふるさと納税等も活用することで、社内エンゲージメント向上、シニア人材の活用にも応用できる可能性。

富山県物流効率化支援事業費補助金 第4次募集のご案内

トラック運転手の時間外労働規制強化等に伴う輸送能力の低下(2024年問題)に備え、富山県では、**県内物流事業者又は荷主事業者が行う物流生産性の向上に資する取組みや、女性その他の多様な人材の活躍を促進するための環境整備を支援します。**

**女性活躍の動き
他の業種にも横展開できないか**

補助金の概要

補助対象事業者 ※1	補助対象事業 ※2	補助率及び 補助金額
物流事業者及び 荷主事業者	<u>トラック物流の生産性の向上に資する事業であって、次のいずれかに該当するもの</u> (1) 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等の導入 (2) 手荷役作業の軽減に資する機器の導入 (3) トラック輸送に使用する資器材の規格を統一するための共通のパレット、コンテナ等の導入 (4) 物流の生産性の向上に係る計画を策定するための専門家への相談 (5) その他知事が必要と認める事業	【補助率】 2分の1以内 【補助金額】 上限 200万円
	<u>女性その他の多様な人材の活躍を促進するための環境を整備する事業であって、次のいずれかに該当するもの</u> (1) 女性専用の休憩室、トイレ又は更衣室の設置 (2) 託児スペースの設置 (3) その他知事が必要と認める事業	※女性その他の多様な人材の活躍を促進するための環境を整備する事業については上限50万円

性別役割分業意識の解消

⇒ さらなる浸透が必要

検討の主な観点

- ① アンコンシャスバイアスを排した女性の活躍の支援
- ② 業界の常識が非常識になっていないか
- ③ 固定的な性別役割分担・分業によって、
生産性が下がっていないか
- ④ 支援が求められていないか

たくさんの声から、「自分の思い込み」に気づきませんか。

思い込み「アルカモ」!? キャンペーン

富山県のキャンペーンで 応募された県内事例

①気づいたアンコン:

「製造部門は、工業系・理系の男性がよい」

「女性には、製造部門の仕事は無理だ」

②このアンコンに気づいての「変化」「良かったこと」:

- 作業環境の整備や教育体制の構築をしっかりと行えば、「性別」も「専門性」も関係なく働くことができるのではないかと。そうすることで、製造業に挑戦してみたいという人も増えるのではないかと気づくことができました。
- 生産設備導入を進めたことで、女性の製造部門での採用・配属が実現。女性のオペレーターがロボット溶接機を操作して作業を行うようになりました。
- さらに「安全に作業できること」、誰が作業しても均一の品質を保てること」は男女関係なく良くなった点だと考えています。
- 教育体制の見直しにより、文系出身のスタッフが部品の設計部門や溶接工程といった専門性が必要とされる部署でも戦力となって働けるようになりました。
- これらの実績を社外に公開することで、「専門的な知識は無いけれど、挑戦したい」という学生の方の応募・採用が増えたと感じています。

①気づいたアンコン:

「子育て中のパートの女性には、管理職は無理だ」

②このアンコンに気づいての「変化」「良かったこと」:

- 必要とされる管理職に対し、性別、勤務形態を問わず意欲的な人を管理職へ挑戦可能としました。
- 長年働いているパートの女性を正社員として登用する変化も起き、管理職を担ってくれました。
- 子育て中の女性に管理職を任せてみたらリーダーシップを発揮してくれてよかったです。
- 男女関係なく、やる気のある方をお願いすることが会社にとって良いことに気づくことができました。
- 女性管理職が、次のリーダーをお願いすることにより、若手の女性も、班長・主任を引き受けてくれるようになりました。

①気づいたアンコン:

「電話対応は女性の仕事」

②このアンコンに気づいての「変化」「良かったこと」:

- これまでは、男性社員が電話をとらないために、女性社員が打合せを中断して電話にでていましたが、性別関係なく、電話に出るようになりました。
- 男女ともに、思いやり・気づきが職場に生まれたと思います。
- これまで女性だけで電話対応していたことから、いざ急に男性社員が電話に出た時に、しどろもどろになっていましたが、そんなこともなくなりました。

業界、地域に課題・隙間がないか

[労働市場改革は国で進められているが]

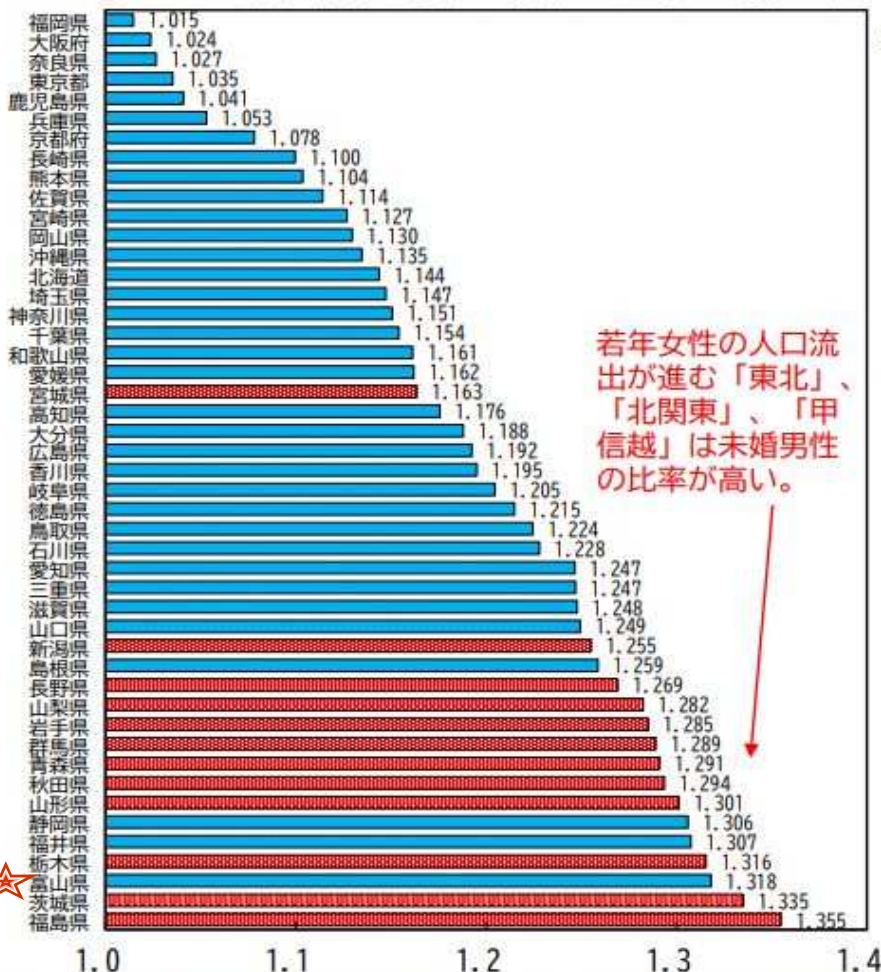
検討の主な観点

- ① 所管業界では、賃金格差・長時間労働がないか
- ② 制度に隙間がないか、制度があっても使われているか
- ③ 女性はもちろん、男性にしわ寄せが及んでいないか

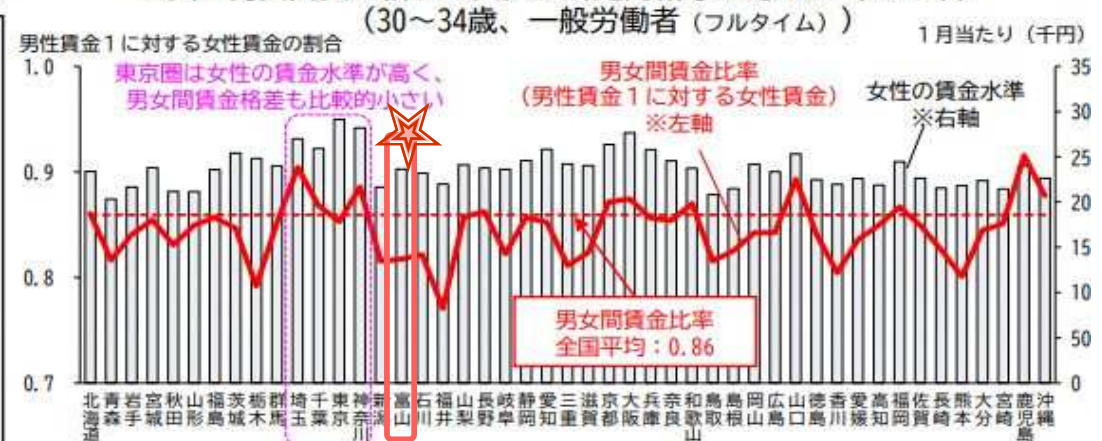
男女間の賃金格差が、若い女性の地方からの流出につながっている可能性

- ◆ 若年女性が大都市圏に流出した結果、一部地域で未婚者の男女比の不均衡が存在。(※1.2を上回る県は23県、1.3を上回る県は7県)
- ◆ 若年女性の流出にはさまざまな要因が考えられるが、未婚者の男女比の不均衡と各地域における男女間賃金格差の間には、緩やかな相関関係が観察される。男女間賃金格差への対応も含め、女性が地域で活躍しやすい環境をつくることは、地域経済の長期的な持続性を高める上でも重要。

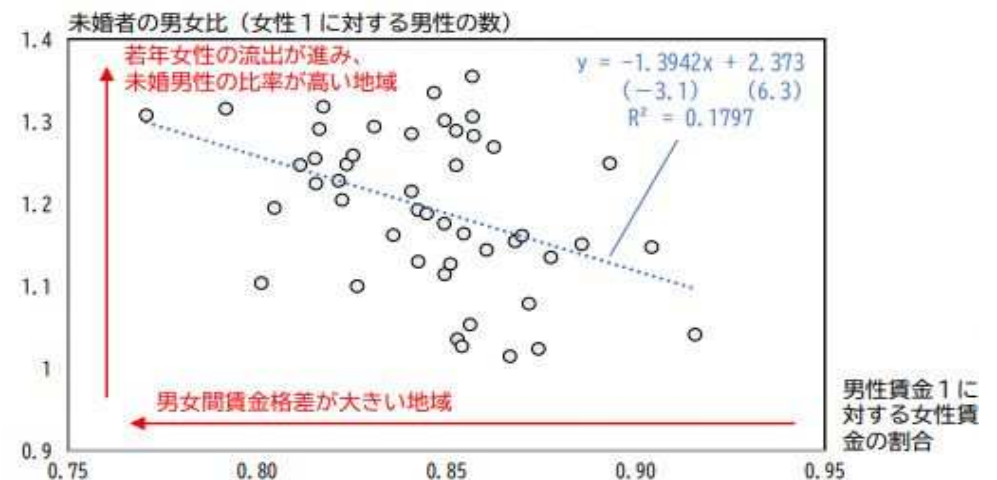
1 図：20～34歳未婚者の男女比（女性1に対する男性の数）



2 図：男女間賃金格差と女性の所定内給与の地域差（2023年）



3 図：男女間賃金格差と未婚者の男女比の関係



(備考) 1. 1 図は、内閣府政策統括官(経済財政分析)「地域の経済2023 -地域における人手不足問題の現状と課題-」(令和5年12月)より。総務省「国勢調査」により作成。赤色は、東北、北関東、甲信越の県。

2. 2 図は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。 3. 3 図は、1 図の「20～34歳の未婚者の男女比」と2 図の「男女間賃金比率」の関係性を示したもの。

富山県

生産性向上・賃上げの取組みを支援します!

令和6年度まで
期間延長

賃上げサポート補助金

令和6年1月

物価高騰等の影響が続く中、県内中小企業等が継続的に賃上げを実施するためには、適正な価格転嫁のもと、DXや省エネ、人への投資等による生産性向上が必要不可欠です。

「富山県賃上げサポート補助金」は、業務改善助成金への上乗せ補助により、県内事業者^{*}の生産性向上・賃上げの取組みを支援します。

※業務改善助成金の対象である中小企業・小規模事業者のうち、「富山県賃上げサポート補助金」の対象は「事業場規模30人未満の事業者」に限ります。

支援のあらまし

① 賃金引上げ + ② 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省(富山労働局)

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ

②設備投資等

- ・機械設備
- ・コンサルティング導入
- ・人材育成・教育訓練 等

を行った場合に、

その費用の一部を助成

費用の
1/10^(注2)

富山県 賃上げサポート 補助金

事業場規模30人未満の事業者
を対象に、業務改善助成金の額に

上乗せ補助

費用の
9/10^(注1)

(注1) 業務改善助成金の助成率は、最大で9/10【上限額あり】

(注2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10【上限額あり】

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金

エネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機器稼働状況等の見える化により自社課題を見極めるための課題解決や、DXやGXを通して業務プロセス・事業構造の変革や最適化を図る意欲的な取組みを幅広く支援します。

1 補助対象者

県内に主たる事業所を置く(本社登記が県内)、以下の事業者

(1) 中小企業者、小規模企業者 (2) NPO 法人、医療法人 (3) 組合

※個人事業主、フリーランスも利用可。みなし大企業、暴力団関係者、性風俗営業等事業者を除く

2 募集期間等

※申請状況により募集期間内に受付を終了する場合があります。

募集期間	補助対象期間	実績報告バツ
令和6年2月26日(月)～ 令和6年8月7日(水)	令和6年1月29日(月)～ 令和7年1月10日(金)	令和7年1月10日(金)

※ 補助対象期間より前に見積書の徴収や支出をした経費は補助の対象外

※ 補助対象期間内に納品、設置、支払等を完了し、実績報告書を提出することが必要

※ (1) パートナリツップ構築宣言に登録済み、(2) 県内発注を計画、(3) 売上高・利益率の減少率が10%以上の場合は、事業内容が優れていることを前提に優先的な採択の参考になります。

3 補助対象事業・補助率・補助額

※1	事業内容※2、※5	補助額	補助率	
			通常	引上げ※3
課題見える化枠	① 見える化 外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機器稼働状況等見える化する取組み ※外部の専門家、コンサルタントによる診断・助言が必須	上限 100万円 下限 10万円	一律 3/4	—
	② 対策 ①見える化後、継続的な見える化や顕在化した課題への対策により現場改善につなげる取組み ※②対策のみの申請は不可。①見える化実施後に申請可能 ※②対策で採択されるには①見える化での採択が必須	上限※4 500万円 下限 100万円	中小・組合 1/2 小規模 2/3	中小・組合 2/3 小規模 3/4
DX枠	デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善を図る取組み ※労働生産性の向上が必須 ※既存の業務フローの見直しが必須	上限 500万円 下限 100万円		
GX枠	二酸化炭素の排出量削減に資する業務プロセスの改善や先進的な取組み ※二酸化炭素排出量の削減が必須 ※使用する全てのエネルギーに係る二酸化炭素排出量の把握が必須	上限 500万円 下限 100万円		

※1 「課題見える化枠」「DX枠」「GX枠」の重複申請は不可

※2 「課題見える化枠(①見える化)」を除く全ての枠について、実施期間中に事業場内平均賃金(時給単価)の10%以上引上げが必須

※3 補助率引上げ要件(給与支給総額を3%以上引上げ)を満たした場合は補助率を引上げ

※4 課題見える化枠②対策の補助額上限は①見える化と②対策の合計額

※5 手引き及びQ&Aをご確認のうえ申請してください。

こどもは、母親が育てるものではなく、
家庭、地域ぐるみで育てる

検討の主な観点

- ① 母親1人が、子育て家庭が困っていないか、
肩身が狭い思いをしていないか
- ② 育児や教育等の支援制度は十分か
金銭的負担に加え、物的、精神的な負担がないか
- ③ 子育て・教育費用の負担軽減
- ④ 正しい知識が普及しているか
ライフプラン
結婚・子育てには、いったいいくらかかるか

ベビーカーマークについてのお知らせ(国土交通省)

ベビーカーからのお願い。 お互いに思いやりの気持ちを。

周囲の方へ

電車やバスでは、ベビーカーは、
折りたたまずに乗車することができます。

※バスについては、走行環境によって折りたたみ、
着席での乗車をお願いすることがあります。

ベビーカー使用者には、
温かい気持ちで接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下り、
電車やバスの乗車時など、
手助けを申し出てみましょう。



ベビーカーをご使用の方へ

周囲の方との接触や運行の妨げなど、
ベビーカーの操作には気をつけましょう。

電車やバスの乗車時など、
困っているときは遠慮せずに
手助けをお願いしてみましょう。

ベビーカーマークは、
ベビーカーを
安全・安心に使用する
ためのマークです。

ベビーカーマークは、ベビーカーの安全・安心に使用する
ためのマークです。

(エレベーター、階段、エスカレーター等)を
表示しています。



混雑時などには、お互いに譲り合って、快適にご利用頂けるよう、ご協力をお願いします。

知ってください子ども用車いすのこと

折りたたみません

座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、
車体を折りたたむことは容易ではありません。

重量があります

車いす自体の重量に加え、医療器具を登載している場合もあります。
車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難です。

病気や障がいが理由で、“これがないと移動できない”
子どもたちが使用しています。

子ども用車いすマークもあります



一般利用は、お断りします。



ベビーカーマークの設置

お示している
マークは一例です。

ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を
禁止する場所や設備
(エスカレーター等)
を表示しています。



「子育てにやさしい移動に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指します。

〔特設〕子育てひろば全国連絡協議会、〔特設〕せがや子育てネット、〔特設〕びーのびーの、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道新幹線〔株〕、東日本旅客鉄道〔株〕、東海旅客鉄道〔株〕、西日本旅客鉄道〔株〕、四国旅客鉄道〔株〕、九州旅客鉄道〔株〕、〔一社〕日本旅客鉄道協会、〔一社〕日本地下鉄協会、〔公団〕日本バス協会、〔一社〕全国ハイヤー・タクシー連合会、〔一社〕日本観光協会、〔一社〕日本航空協会、〔一社〕全国空港ビル事業者ビル事業者協会、〔一社〕日本ホテル協会、〔一社〕日本ショッピングセンター協会、〔一社〕日本百貨店協会、〔一社〕日本ビルダング協会連合会、〔公団〕交通エコロジー・モビリティ財団、国土交通省

たくさんの声から、「自分の思い込み」に気づきませんか。

思い込み「アルカモ」!? キャンペーン

富山県のキャンペーンで
応募された県内事例

役所、学校、保育園などから子どものことで
連絡を受けたときの「相手」からの言葉



お母様をお願いします

子どものことに関しては「母親が
対応するものだ」というアンコン
があるかも？

仕事の都合で、夫に子どものお迎えをお願い
したときの、「私」から夫への言葉



ごめんねー！

「子育てに関することは、母親が
やらなければならない」という
アンコンがあるかも？

オムツのゴミを片付けようとしていた私に対する
「夫」からの言葉



手伝うよ

オムツのゴミ捨てなど
「育児や家事に関することは、普通、
女性がするものだ」というアンコン
があるかも？

洗濯や掃除をしてくれる夫のことを
職場で話したときの「同僚」からの言葉



家事をしてくれる旦那さんエライ！

「家事は女性がするものだ」
というアンコンがあるかも？

1. 要点（問題意識）

少子化対策に資する地域の包摂的成長について
2024年2月経済産業政策局 資料より抜粋・加工

若者・女性が流入する東京圏の可処分所得・可処分時間は少ない

- 東京都の中間層の世帯の実感的な可処分所得は低い。
- また、東京圏の可処分時間は短い。

都道府県別の実感的な可処分所得（上位5地域と東京圏の順位）

	可処分所得 (中央世帯)	基礎支出 (中央世帯)	差額 = 実感的な可処分所得 (中央世帯)
1位	富山県	東京都	三重県
2位	三重県	神奈川県	富山県
3位	山形県	埼玉県	茨城県
4位	茨城県	千葉県	山形県
5位	福井県	京都府	福井県
	⋮	⋮	⋮
	神奈川県 (7位) 埼玉県 (8位) 東京都 (12位) 千葉県 (17位)	⋮	埼玉県 (23位) 神奈川県 (26位) 千葉県 (34位) 東京都 (42位)

都道府県別に見たフルタイム雇用者の平均可処分時間
(上位3地域・下位3地域と東京圏の順位)

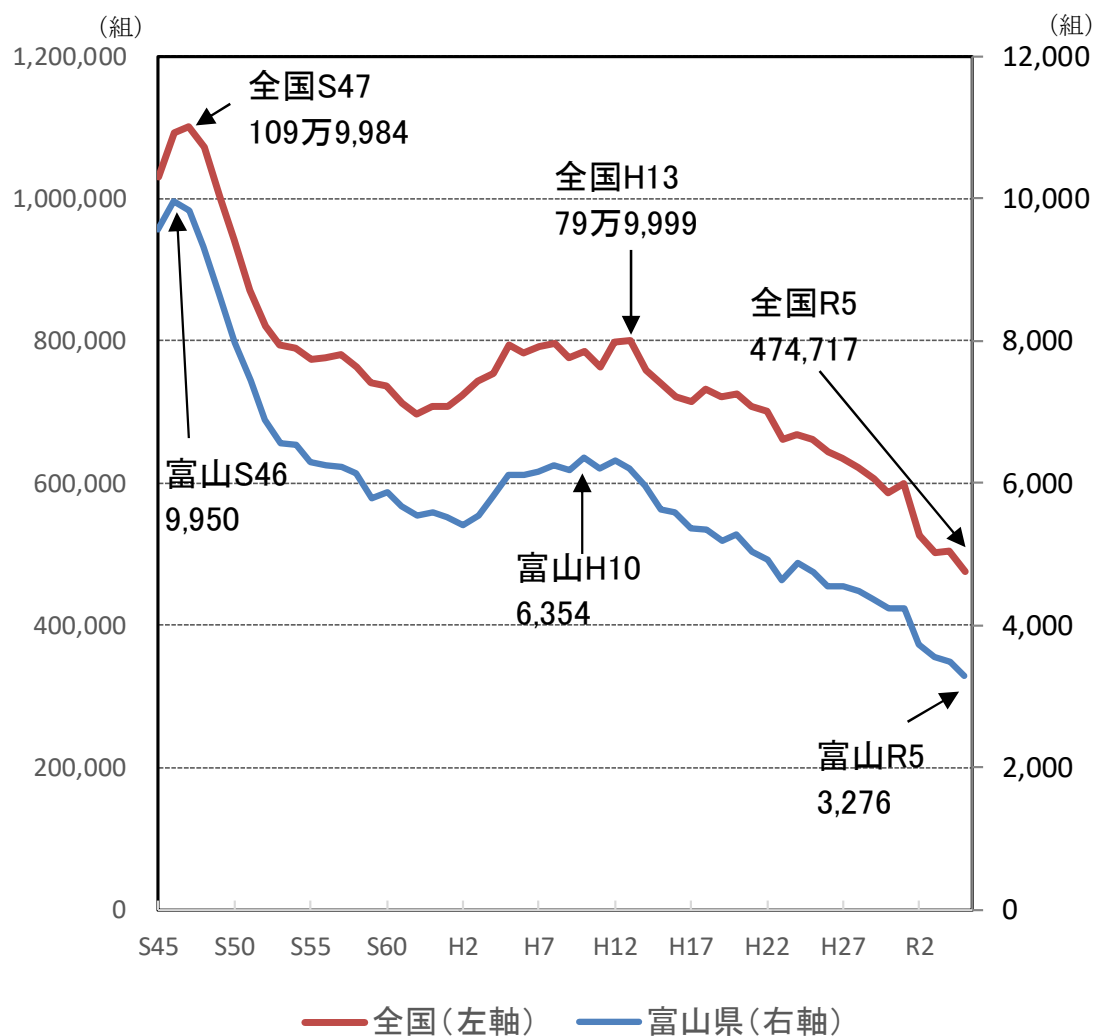
	可処分時間 (分/日) ※平日
1位	北海道 (778分)
2位	鳥取県 (777分)
3位	青森県 (776分)
	⋮
	全国平均 (749分)
	⋮
36位	埼玉県 (746分)
	⋮
38位	東京都 (745分)
	⋮
41位	千葉県 (742分)
	⋮
44位	沖縄県 (738分) 神奈川県 (738分)
46位	長崎県 (734分)
47位	愛知県 (730分)

(注) 中央世帯とは、都道府県毎に可処分所得の上位40%～60%の世帯を指す。
基礎支出とは、「食料費」+「家賃+持ち家の帰属家賃」+「光熱水道費」を指す。
ここでは、可処分所得と基礎支出の差額を、「実感的な可処分所得」としている。
(出所) 国土交通省(2021.01.29)「企業等の東京一極集中に関する懇談会とりまとめ
(参考資料)」 p.77

(注) フルタイム雇用者の平日の可処分時間を算出。可処分時間は24時間のうち、
通勤・通学/仕事/学業/家事/身の回りの幼児/介護・看護/育児/買い物に係
る時間を除いた時間（具体的には、食事、睡眠、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、
休養・くつろぎ、趣味・娯楽 等）
(出所) 総務省「令和3年社会生活基本調査」生活時間に関する結果 表74-4

○本県の婚姻件数（図1）は、近年では平成10年をピークに減少傾向にあり、令和5年には3,276組と過去最少となっている。

図1 婚姻件数の推移（全国・富山県）



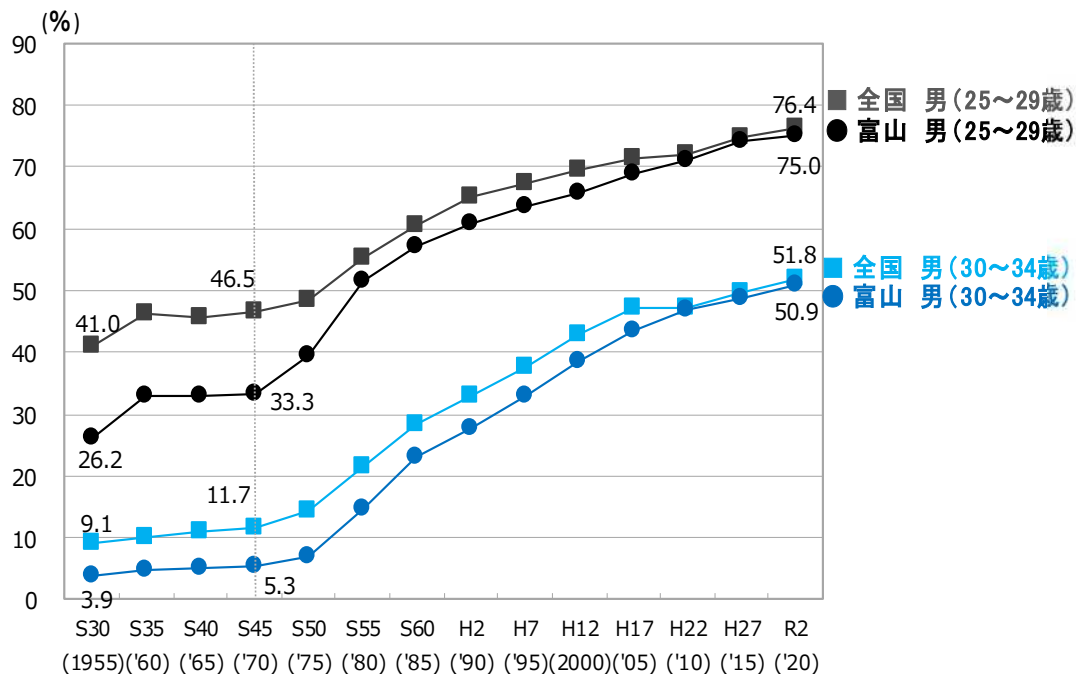
資料：人口動態統計（厚生労働省）

富山県における子育て支援・少子化対策に関する現状等（概要）

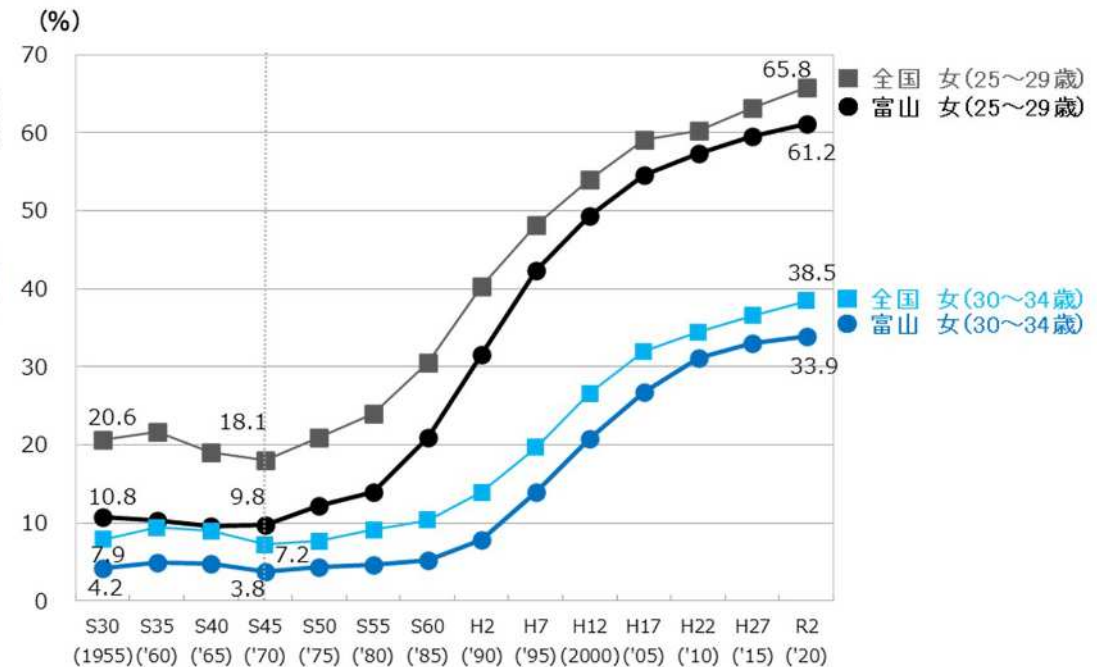
○男女ともに、25～29歳、30～34歳の未婚化が進んでおり（図2）、令和2年には男性の25～29歳、30～34歳の未婚率はそれぞれ75.0%、50.9%、女性の25～29歳、30～34歳の未婚率はそれぞれ61.2%、33.9%となっている。

図2 男性・女性未婚率の推移（全国・富山県）

＜男性未婚率の推移＞



＜女性未婚率の推移＞

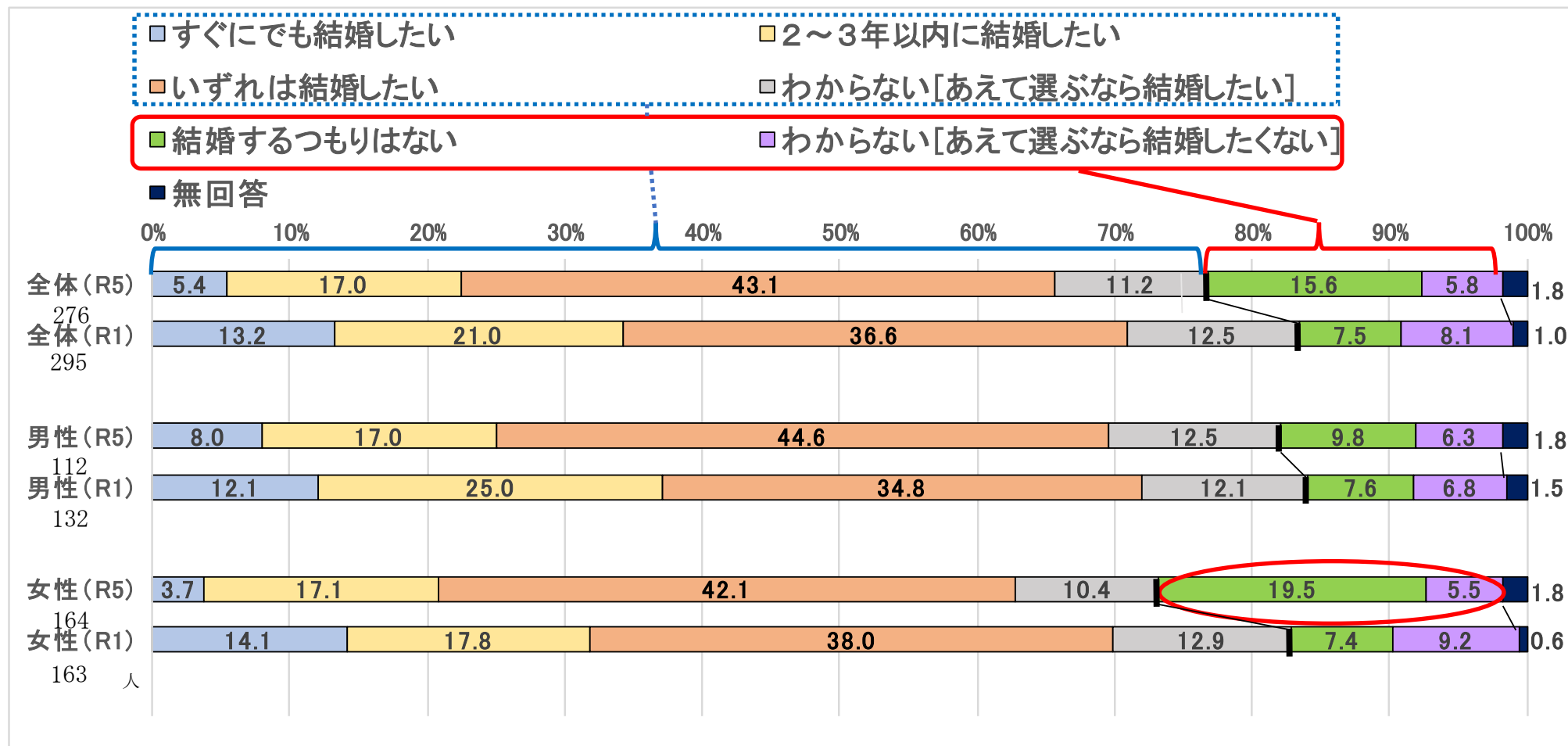


資料：国勢調査（総務省）

富山県における子育て支援・少子化対策に関する現状等（概要）

○「結婚するつもりはない」・「あえて選ぶなら結婚したくない」と考えている人の割合（図3）は、増加している。

図3 独身男女の結婚に対する意識（富山県）



資料：結婚等に関する県民意識調査（R5富山県）
（対象：18～39歳の男女）

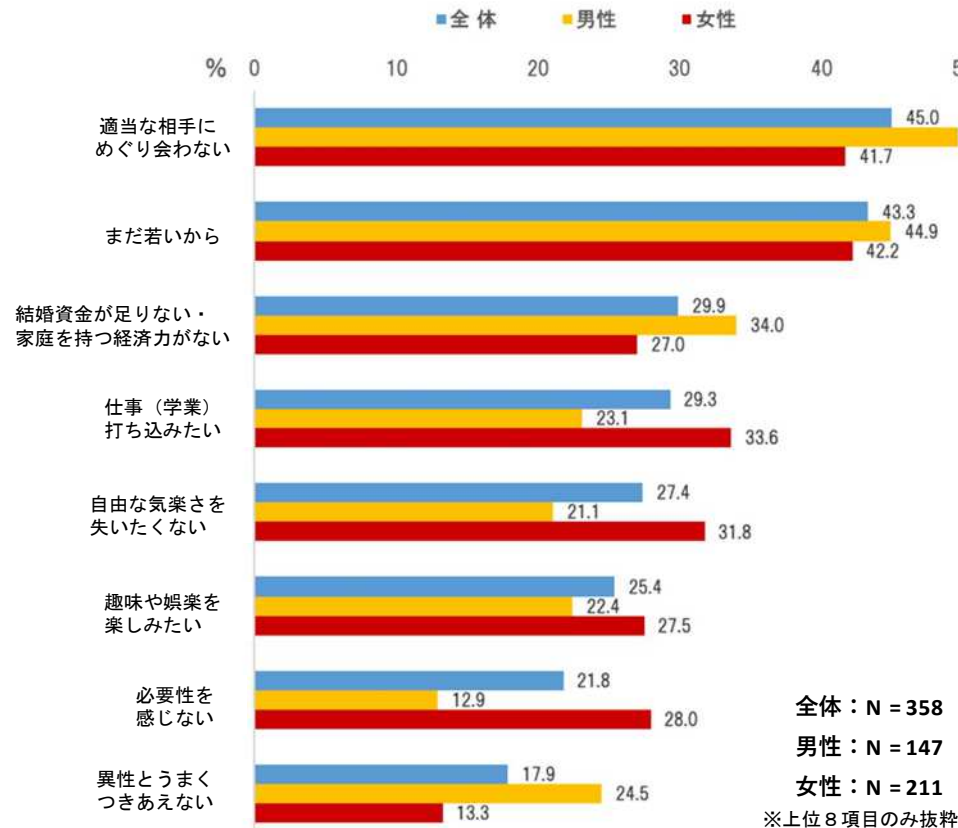
※調査対象（18～39歳）のうち20歳以上のみを抽出し、前回調査と比較

富山県における子育て支援・少子化対策に関する現状等（概要）

○現在結婚していない理由（図4）は、全体では「適当な相手にめぐり会わない」が最も高く、次いで「まだ若いから」、「結婚資金が足りない・家庭を持つ経済力がない」となっている。

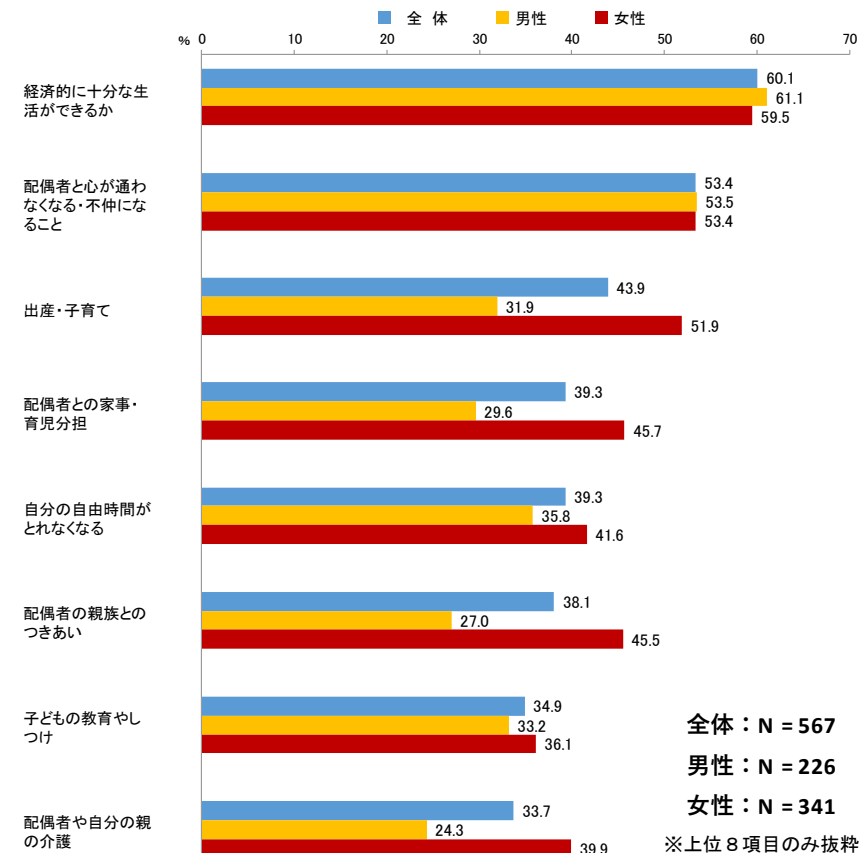
○結婚生活を送っていくうえでの不安（図5）は、全体では「経済的に十分な生活ができるか」が最も高くなっており、女性の「出産・子育て」「配偶者との家事・育児分担」「配偶者の親族とのつきあい」「配偶者や自分の親の介護」が男性と比べて高くなっている。

図4 現在結婚していない理由（富山県）



資料：結婚等に関する県民意識調査（R5富山県）
（対象：18～39歳の男女）
※上位3つまで理由を選択

図5 結婚生活を送っていくうえでの不安（富山県）

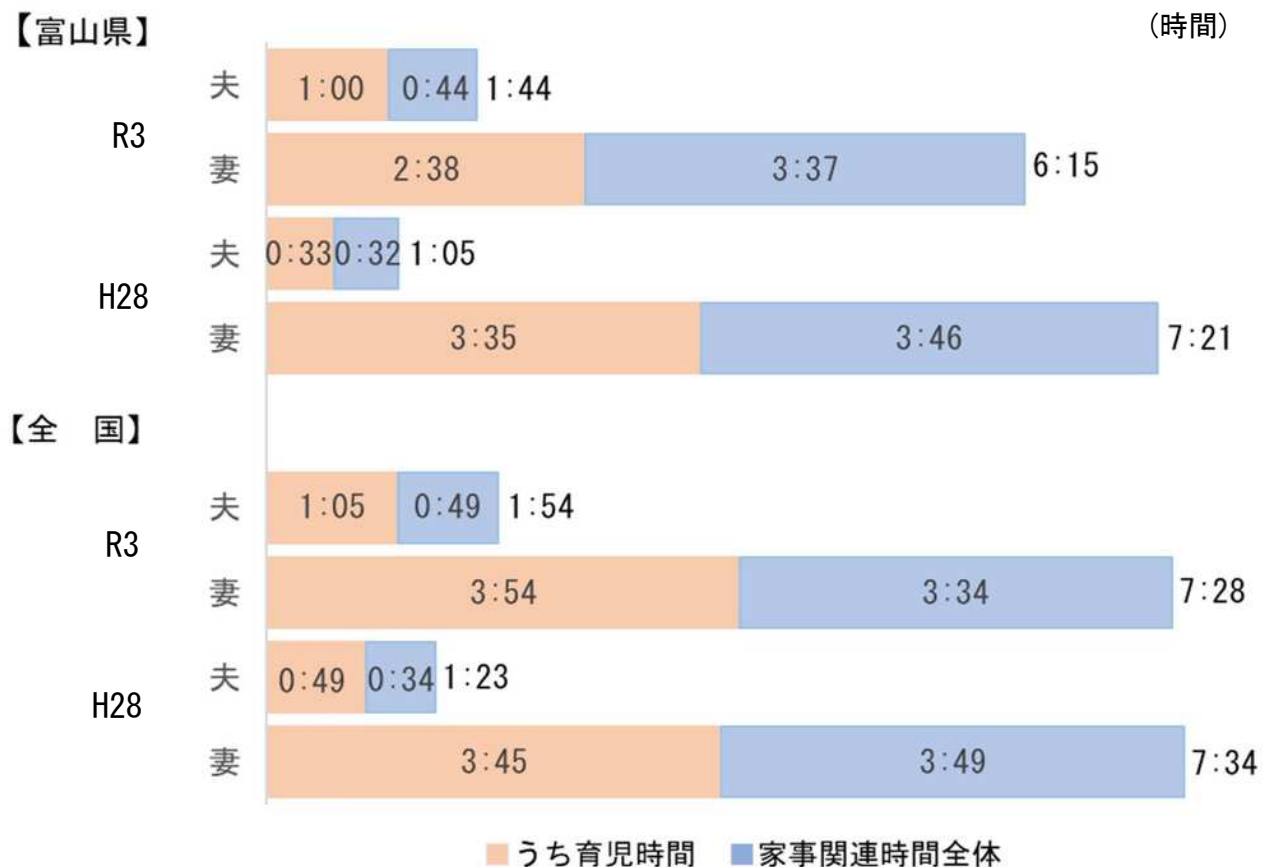


資料：結婚等に関する県民意識調査（R5富山県）
（対象：18～39歳の男女）
※複数回答

富山県における子育て支援・少子化対策に関する現状等（概要）

○夫の家事関連時間（図6）が短い状態が続いている。

図6 6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間（1日あたり）
（全国・富山県）



資料：社会生活基本調査（総務省）